# 八尾市立山本小学校PTA会則 | - 令和6年度 改正案

※改正により削除された箇所には訂正線を引いています また追加された文言には枠をつけています

#### 第|章 名称

第1条 この会は八尾市立山本小学校PTAといい、事務所を山本小学校におく。

#### 第2章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力し、憲法、教育基本法の内容にそって児童の成長・教育・福祉・家庭の 改善、民主教育の増進に一段の進展をはかることを目的とする。

#### 第3章 方針

- 第3条 この会は教育を本旨とする自主的、民主的団体で、次の方針に基づいて活動する。
  - (1)この会は会員相互の理解と親睦を深め、会員の総意を結集して教育環境を整備改善し、会員の種々の研修 <del>やクラブ活動</del>をさかんにする。
  - (2)この会の運営は民主的に行い、目的を同じくする他の団体と協力する。
  - (3)この会の本旨に鑑み、特定の宗教や団体に偏ることなく、また営利を目的としない。
  - (4)この会は児童の教育や学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を 提供するが、直接に学校の管理運営や方針・人事に干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者と教職員によって構成する。

#### 第5章 経理

- 第5条 この会の経理はPTAの会費、その他をもって支出する。資金獲得の種類を決定する場合には委員総会の 承認を得なければならない。
- 第6条 この会の会費は月額児童ひとりにつき200円とし、毎月納めることを原則とするが、都合により1年一括納入 もできる。
- 第7条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。会計監査は年 1 回とする。

# 第6章 役員と任期

- 第8条 この会の役員は、次のとおりとする。
  - (1)会長 |名 保護者
  - (2)副会長 2名 保護者

(2)役員 4名 保護者

- (3)書記 | 1名 保護者
- (4) 会 計 1名 保護者
- 第9条 役員の任期、増員、補充
  - (1)役員の任期は1年とし、改選総会の日より、次の改選総会の日までとする。
  - <del>(2) 役員の兼任は認めない。</del>
  - <del>(3)</del>(2)|会長が役員の増員を必要とした場合、又は役員に欠員が生じた場合、総会においてこれをはかり選出 する。
  - <del>(3)</del>(3)||(2)|の任期はいずれも残任期間とする。

#### 第7章 役員の選出

- 第10条 役員選出方法は次のとおりとする。
  - (1)運営委員会の委員で構成する役員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)において、次期の役員 候補者指名名簿を作成し、3月に発表する。
  - (2) 指名委員会は次の順序で候補者を選任する。
    - (イ) 全会員を対象に立候補受付の公示を行う(期間 | 週間)
    - (ロ) 立候補者がない場合、各々の役員に対して 役員のうちから、各 I 名以上の候補者を指名する。
  - (3)候補者の指名は一般会員からもすることができるが、この場合は必ず指名委員会に届けなければならない。 届出の期限は指名委員会が決める。
  - (4)候補者の指名は、指名委員会と一般会員からとの場合を問わず、被指名者の同意を得なければならない。
  - (5)候補者の指名は、少なくとも総会10日前に全会員に公示しなければならない。
  - (6)役員選出は総会で、次の方法により行う。
    - (イ)候補者が定数以上の場合は、出席者の無記名投票により上位の者から選ぶ。
    - (ロ)候補者が定数をこえない場合は、総会の承認を得て決定する。
  - (7)教職員選出の役員(含委員)は本会則の主旨に則り、教職員の責任において選出する。

# 第8章 役員の任務

- 第11条 この会の役員の任務は次のとおりとする。
  - (1)会長はこの会を代表し会務を統括し、総会・臨時総会・各委員会を召集<del>し、全ての委員会・学級別集会の報告を受ける。</del>する。
  - (2) 副会長役員は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
  - (3) 書記 役員は全ての会合並びに活動状況を記録保管し、各会合の召集事務を担当する。
  - (4) <del>会計</del>役員はこの会の収支を正確に記録し、会計簿をいつでも会員の閲覧にそなえ、会計監査委員の 監査を経て決算報告をする。

#### 第9章 総会、委員総会、役員会

- 第12条 総会はこの会の最高決議機関である。
  - (1)総会は全会員の3分の1以上の出席者をもって成立する。但し、やむを得ない事情で出席できない場合は 委任状を認める。委任者の特別の指定の無い場合は、議長を被委任者とする。
  - (2)議会の決議は、出席者(含委任状)の過半数の合意を必要とする。
  - (3) 定期総会は毎年1回(4~5月)、臨時総会は会長及び運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の 4分の1以上の要求があった場合は、一ヶ月以内に開催しなければならない。
  - (4)総会の日時、議題、場所は少なくとも5日前までに全会員に通知する。
  - (5)次の事項は議会で審議し、承認を受けなければならない。
    - (イ)役員の選出
    - (ロ)会則の改正
    - (ハ)前年度事業及び決算報告
    - (二)新年度の事業計画及び予算
    - (ホ)その他重要事項
- 第13条 委員総会は委員、役員をもって構成し、総会につぐ決議機関である。
  - (1) 委員総会は構成人員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し、やむを得ない事情で出席できない場合は委任を認める。委任者の特別の指定のない場合は会長を被委任者とする。
  - (2) 委員総会は総会開催が困難な場合に開催し、緊急事項を審議決定する。但し、次の総会に報告し、承認を 受けなければならない。
- 第十4 13条 役員会は役員で構成され、学校長(又は教頭)の出席により、緊急事項を処理し、必要に応じて関係会員委員教職員の出席を求めることができる。

## 第10章 運営委員会

- 第+5 | 14条 運営委員会は、この会の常設運営委員期間で年5回程度開催し、事業計画、連絡等の承認、総会 <del>委員総会</del>に提出する議案、報告等、会の総合的事業について審議する。
  - (1) 運営委員会は、役員、<del>学年委員の学年代表、</del>学校代表(校長、教頭)で構成し、委員の2分の1以上の出席で成立する。
  - (2)運営委員会の下に実行委員会を置くこととし、実行委員会は、各学年2名×クラス数の学年委員で組織する。
  - (3) (2) 上記委員会以外に、新たな委員会設置の必要性が生じた場合、運営委員会の承認を得ておくことができる。

### 第十章 学年委員の選出及び任務

第16条 学年委員は、PTA活動の活性化を図るため、意見交換 調整を図り、懇談会の支援や各委員会の運営に あたる。

# 第十211章 会計監査

第十7 15条 会計監査委員は会長が指名する。会計監査委員は年 I 回会計の監査をし、運営委員会及び総会でその結果報告する。

# 第十3 | 2章 附則

- 第+8 16 条 本会則の解釈に疑義を生じた場合、及び本会則で処理し得ない事態が生じた場合は、運営委員会で協議する。
- 第十917条 本会則は平成元年4月30日総会において、一部改正し施行する。
  - 本会則は平成16年4月18日総会において、第5章第6条を一部改正し施行する。
  - 本会則は平成18年4月23日総会において、第10章第15条を一部改正し施行する。
  - 本会則は平成21年度より、第7章第10条および第10章の第15条と第16条を一部改正し施行する。
  - 本会則は平成22年度より、第10章第15条および第16条および第12章第17条を一部改正し施行する。
  - 本会則は平成24年度より、第5章第6条および第10章第15条および第11章第16条を一部改正し施行する。
  - 本会則は平成26年4月20日総会において、第5章第6条を一部改正し施行する。
  - 本会則は平成28年4月17日総会において、第5章第7条および第12章第17条を一部改正し施行する。
  - 本会則は令和3年4月21日総会において、第6章第8条および第10章15条を一部改正し施行する。

本会則は令和6年4月総会において、一部改正し施行する。